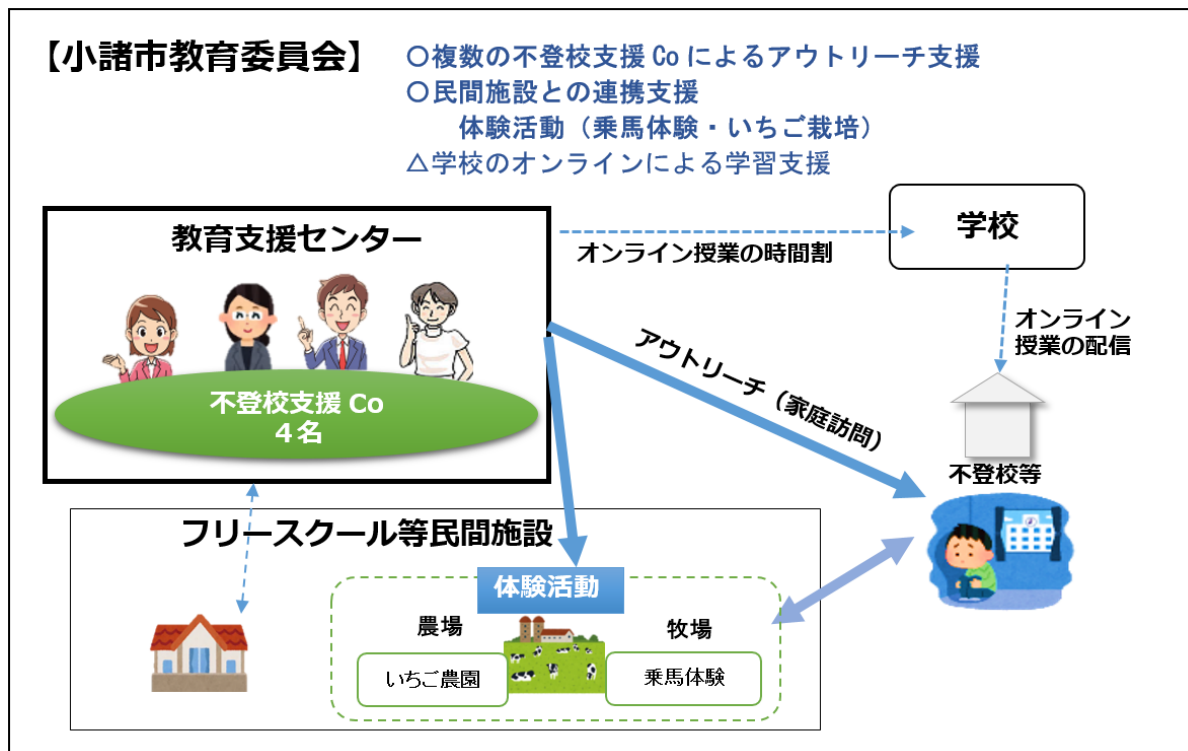


# 令和3年度不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業 中間報告【概要】

心の支援課・次世代サポート課

## 1 小諸市

### (1) 多様な学びの支援の仕組みづくり (イメージ)



### (2) 取組内容

不登校支援コーディネーター (以下「不登校支援 Co」)

#### ①体験活動の実施

- ・子どもたちの興味関心にあわせた体験活動 (ポニーの世話、いちご園での活動) を実施している。
- ・当初尻込みしていた子どもも徐々に慣れ積極的に馬の世話をしはじめた。乗馬クラブの人との関わりも馬を通して順調に持っており、表情が明るくなってきた。
- ・いちご園でのボランティア体験でも、人とのかかわりや表情に良い変化が見られる。
- ・体験活動では成果を性急に求めず、子どもの成長を見守りたい。

#### ②家庭訪問

- ・家庭訪問を頻繁に行い、不登校支援 Co とコミュニケーションを重ねる中で、学びに関心を持ちつつあり、手助けを得て登校もできる状況になってきている。
- ・家庭訪問の必要性は理解して頂けても、昼間保護者不在等家庭の状況で受け入れられない場合が多く、訪問する家庭が増えていかない。

#### ③オンラインでの学習

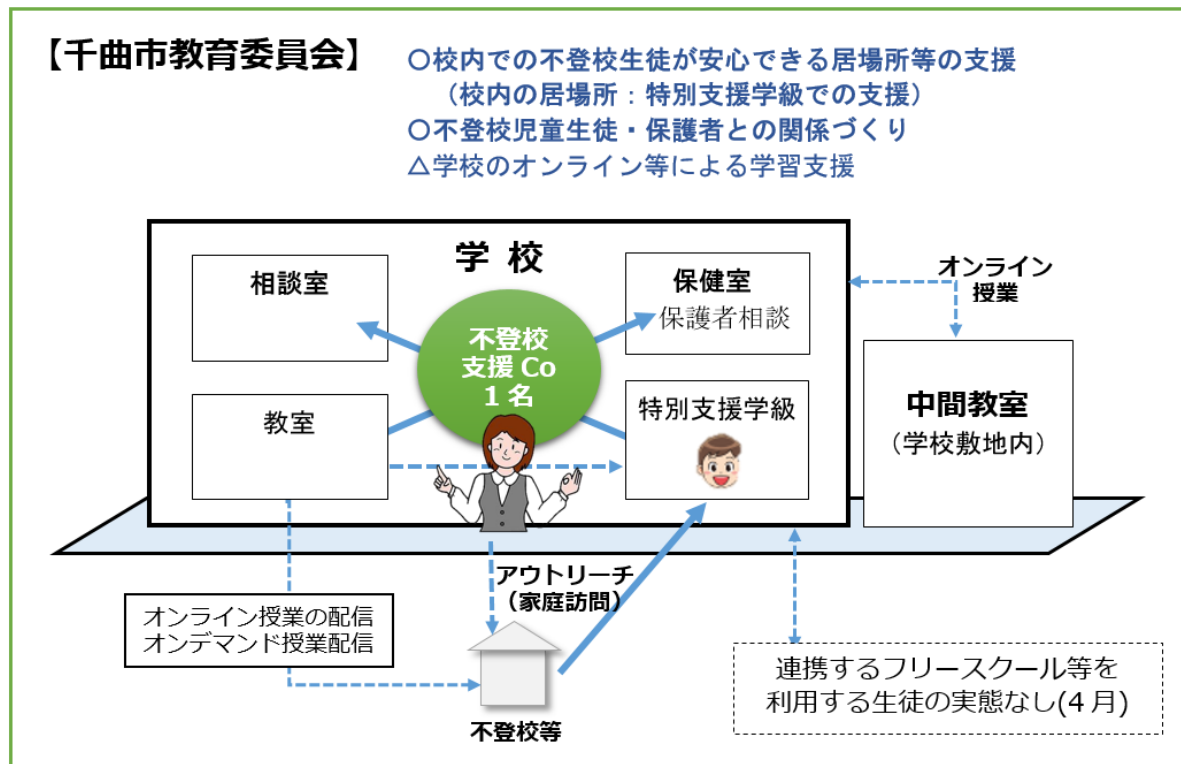
- ・オンラインでの授業中継については、子どもによって温度差がある。教室の様子も、子どもの希望に応じて教師の姿だけ見せるといった方法など、様々な方法について検討していきたい。

#### ④多様な学びの場での評価

- ・支援センターでテストを受けてもよいこととなっている。テストだけで評価すると評定「1」となることになってしまうことも。学習の姿や伸びてきている面など文書での評価はされている。

## 2 千曲市

### (1) 多様な学びの支援の仕組みづくり (イメージ)



### (2) 取組内容

#### ①不登校生徒との信頼関係づくり

- ・ここまでは、不登校支援 Co は、生徒・保護者との信頼関係を築くことを第一に、登校した際に個別の支援を行うことで、本人のペースにあわせた支援を心がけた。本人や保護者から、「学校へ行くまでは大変だけど、先生やみんなと話したり作ったり体育をしたりして学校は楽しい。」と感想が寄せられている。
- ・子どもや保護者の思いを汲んで、学校内で安心できる居場所を共に考えていくことができた。
- ・登校した際には本人の居場所でタブレットのアプリを使って学習を進めている。オンラインでの授業の配信は十分実施可能であるが、子どもの気持ちに寄り添ってその実施について検討していく必要がある。

#### ②アウトリーチ支援

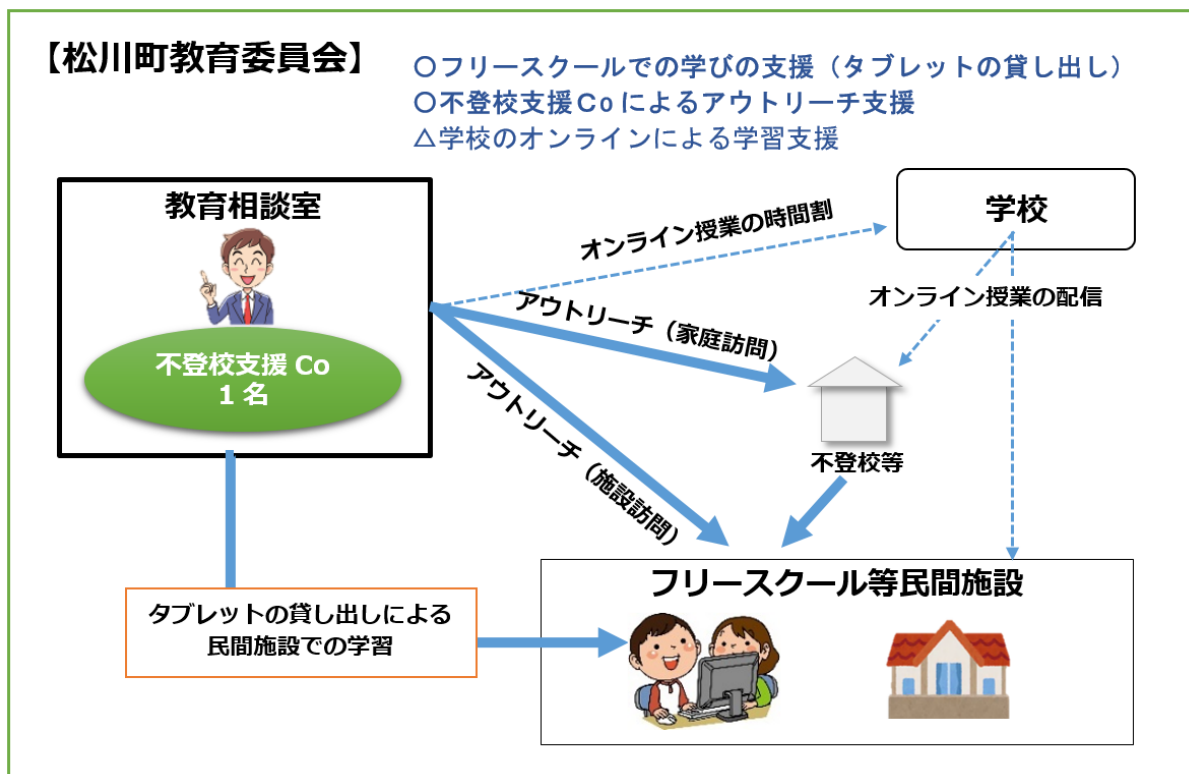
- ・アウトリーチ支援に関わって、本人や家庭等の理解を得て訪問支援につなげることはなかなか難しいと感じている。訪問支援につなげるまでには、本人や家庭との丁寧なアプローチが必要である。

#### ③体験活動

- ・体験活動も有効だというものが見えてくれば、子どもの意向を尊重して企業や施設等へのアプローチも進めていきたい。

### 3 松川町

#### (1) 多様な学びの支援の仕組みづくり (イメージ)



#### (2) 取組内容

##### ①フリースクール等民間施設との連携

- ・タブレット (学校用) を民間施設で貸し出し、施設を利用している生徒がアプリ等によりタブレットで学習を実施することができた。
- ・フリースクールと定期的に情報交換をすることを通して、学校から毎月報告される欠席状況とフリースクールの利用状況を照らし合わせ、個々の児童生徒の現状を把握できるようになった。
- ・教育委員会が中心となり学校と民間施設との連携を組織化していく方向が見えてきた。

##### ②児童生徒への支援

- ・不登校支援 Co と家庭訪問等で対面できた生徒に対しては、教育相談室に来室できなくても、家庭訪問やフリースクールへの訪問を通して学習支援ができるようになってきた。ゆっくりと信頼関係を作っていくことが必要である。
- ・不登校児童生徒にとって「エネルギーを充電する期間」「学校に行きたいがいけない期間」「学びの意欲が出てきた期間」に合わせた支援が必要であることが明らかとなってきた。

##### ③学習評価

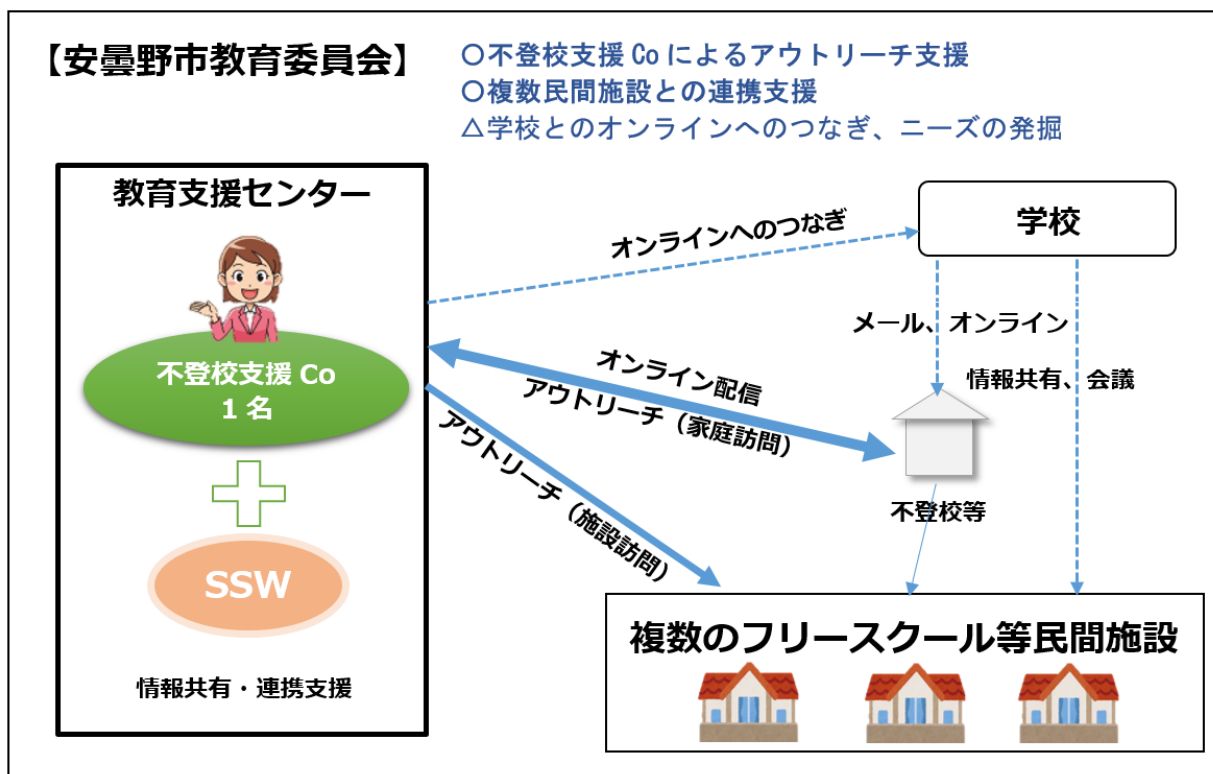
- ・学校も本人の頑張りを認めていきたいという思いである。出席扱いと異なり学習評価については何回取り組んだ、何回出席すれば評価ができる等数値を決めていくことは難しいと感じている。

##### ④民間施設への通室サポート

- ・民間施設の利用を希望しているが、遠距離のため通所方法が課題である。今後どのような支援が可能か検討していきたい。

## 4 安曇野市

### (1) 多様な学びの支援の仕組みづくり (概要)



### (2) 取組内容

#### ①不登校支援 Co とスクールソーシャルワーカー (SSW) との協同

- ・不登校支援 Co と SSW が主体となって事業を進めることで、SSW が事前に支援に関わっていた家庭にもアウトリーチ支援につなげやすくなっている。
- ・定期的継続的に訪問支援ができる不登校支援 Co の役割により、児童生徒の生活リズムが整い、心身の安定にも影響した。
- ・不登校支援 Co が本人の状況や興味を踏まえた支援を行い、同時に、SSW も保護者が子どもをサポートできるように支えたことで、不登校の期間が長い児童生徒が、他者との関わりや関心を持ち始めた (学校外を意識できるようになった)。

#### ②オンラインでの学習

- ・一人一台端末 (chrome ブック) が、コミュニケーションの一つのツールとなり、支援の幅が広がっている。
- 例) 教育支援センターと家庭をオンラインで繋ぎ、リモート七夕会を配信。家庭にいる児童を不登校支援 Co.がサポートし、教育支援センターのスタッフによる読み聞かせ実施。問いかけに意思表示カードを画面に映して返答できた。

#### ③体験活動

- ・フリースクール以外での体験活動は学校の協力が必要。不登校支援 Co だけでは情報や連携先が限られている。また、人材や予算関係から体験活動等の講師調整が難しい。受入先や講師には、事前の打ち合わせなどにより対象児童生徒を理解してもらう必要がある。

#### ④事業継続に向けて

- ・不登校支援は総じて時間を必要とするため、短期間では成果を出すことが難しい。そのため本事業について単年度の委託であるが成果が十分に見込めないことも考えられる。令和4年度から市単独事業として実施できるかは不透明であり、次年度も事業継続してほしい。

# 不登校児童生徒の学びのサポートガイド (Vol.1)



しあわせ信州



## はじめに

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立することを目指す必要があります。

また、児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れ、進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスク等が存在することにも留意しなければなりません（「不登校児童生徒への支援の在り方について」令和元年10月25日文科科学省）。

長野県教育委員会でも、国の動向を勘案した上で、「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」（平成30年3月）（以下、「行動指針」）を策定するとともに、教育現場においては、子どもたちの社会的な自立を支援するために「不登校への対応の手引き」（令和3年改訂版）に基づき対応しているところです。

このたび、不登校児童生徒に携わる全ての支援者が支援の方向性に関して共通認識を持つて関わっていけるようなガイドの役割を果たしていくことを目的として、「不登校児童生徒の学びのサポートガイド」（通称：「〇〇〇〇」）を作成しました。不登校児童生徒への支援のさらなる充実を図っていくためにご活用ください。



1 不登校に対する理解	.....	p 1
2 基本的な支援の姿勢	.....	p 1
3 不登校の現状について	.....	p 2
4 多様な学びの支援にかかる仕組みについて	.....	p 3
5 指導要録上の出席扱いについて	.....	p 5
6 支援に関する情報等	.....	p 8

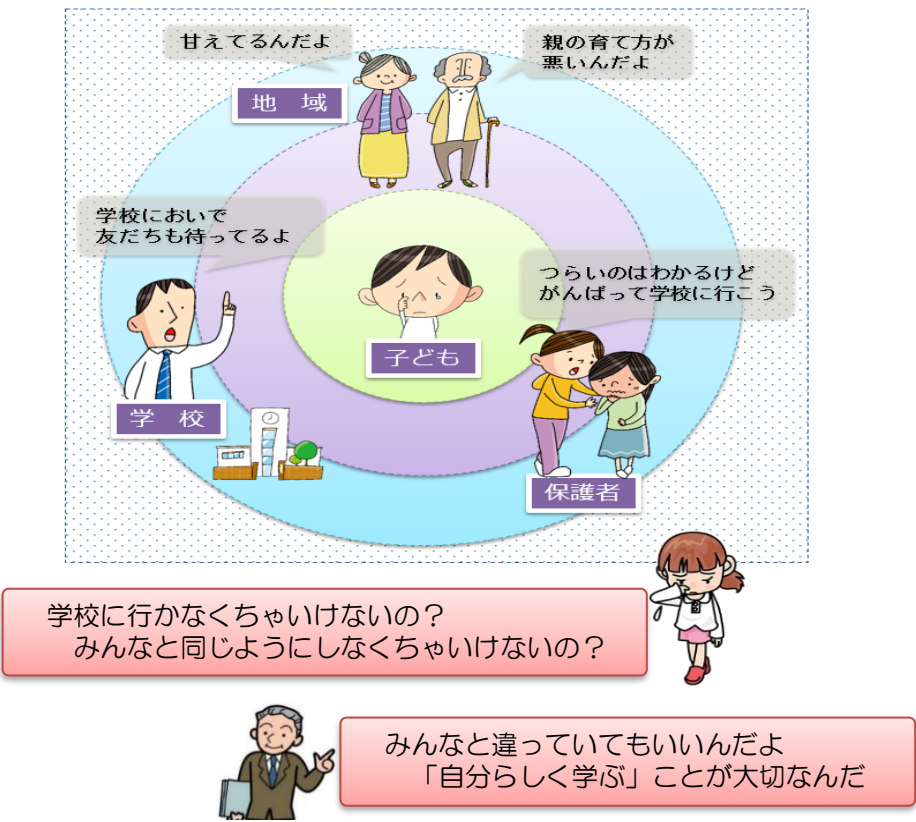


## 1 不登校に対する理解

現状では、不登校に対する理解が十分にされているとは言えない状況があります。

不登校は、子どもひとり一人様々な要因が複数に絡まり、学校に行きたくても行くことができない状況や、自ら学校外で学んだり家庭で休養したりする状況があります。このような状況の中で不登校の子どもたちは、「みんなと同じように学校に行かないといけなのかな」、「迷惑をかけてしまっているかな」など、常に悩みや生きづらさを抱えて毎日を過ごしています。

また、保護者や家族も子どもの将来に対する不安を抱えたり、世間からの視線に対して辛さを感じたりしている状況もあります。



## 2 基本的な支援の姿勢

全ての子どもたちが自分らしく学ぶことができるよう支援します

「不登校は問題行動ではない」という認識に立ち、全ての子どもたちが、自分に合った方法で自分らしく学ぶことができるように支援します。特に、学校に行きたくても行くことができない不登校の子どもたちを支援するため、学校外での多様な学びの機会が提供できる仕組みづくりを推進します。

多様な学びが理解され、認められる社会を実現するために、常に子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちの視点に立って取組を進めます。

### 3 不登校の現状について

#### (1) 不登校児童生徒数・千人当たりの不登校児童生徒数の状況

年 度		27	28	29	30	R1	
小 学 校	不登校児童数(人)	541	530	706	1,032	1,178	
	前年度増減(人)	1	▲11	176	326	146	
	1,000人当たりの 不登校児童数(人)	県(人)	4.8	4.8	6.4	9.5	11.1
		全国(人)	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中 学 校	不登校生徒数(人)	1,668	1,689	1,881	2,197	2,373	
	前年度増減(人)	35	21	192	316	176	
	1,000人当たりの 不登校生徒数(人)	県(人)	27.1	27.9	31.9	38.4	42.0
		全国(人)	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
小 中 合 計	不登校児童生徒数(人)	2,209	2,219	2,587	3,229	3,551	
	前年度増減(人)	36	10	368	642	322	
	1,000人当たりの 不登校児童生徒数 (人)	県(人)	12.6	12.9	15.3	19.5	21.8
		全国(人)	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8
高 等 学 校	不登校生徒数(人)	703	687	648	660	726	
	前年度増減(人)	39	▲16	▲39	12	66	
	1,000人当たりの 不登校生徒数(人)	県(人)	11.9	11.7	11.1	11.5	12.9
		全国(人)	14.9	14.6	15.1	16.3	15.8

(注) 令和元年度調査対象校：県内国公私立・小中高等学校(通信制含まない) 675校

(注) 数値は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省より

#### (2) 教育支援センター（中間教室）数及び通室児童生徒数

年 度	H28	H29	H30	R1
教育支援センター（か所）	6 6	6 4	6 3	6 4
児童生徒数	4 2 3 人	4 2 3 人	4 6 4 人	5 8 8 人

(注) 教育支援センターは不登校児童生徒等に対する指導を行うために、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として市町村が設置したもの。

(注) 数値：県調査「教育支援センター（中間教室）状況調査」より

#### (3) フリースクール等民間施設数及び利用児童生徒数

年 度	H28	H29	H30	R1
利用施設数（か所）	2 6	2 3	3 4	4 4
小学生	6 4 人	5 5 人	7 8 人	1 0 4 人
中学生	4 4 人	3 9 人	5 8 人	6 2 人
計	1 0 8 人	9 4 人	1 3 6 人	1 6 6 人

(注) フリースクール等民間施設は、NPO 団体、保護者によるボランティア組織、塾などによる営利を目的とした施設など多様な団体がある。

(注) 数値：県調査「民間施設等への通室状況報告書」より

- 不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の中には、学校外の施設等で相談・指導を受けている子どももいます。
- 多様な不登校児童生徒に対して、十分対応できていない状況があります。

## 4 多様な学びの支援にかかる仕組みについて

県と県教育委員会では、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援をさらに進めていくために、令和3年度に「不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業」をスタートさせ、不登校児童生徒が自分らしい学びを継続していけるような多様な学びの機会を提供し、そこでの取組や活動を積極的に評価していく仕組みづくりの検討を進めています。

地域や児童生徒の状況に応じた市町村の取組について紹介をします。

なお、(1)～(4)の項目は、「行動指針」における重点2「不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実」の取組の方向①～④によります。

### (1) 個々の児童生徒の状況に応じた支援

<支援例>

実践例・支援の仕組みイメージ図

### (2) 家庭への支援

<支援例>

実践例・支援の仕組みイメージ図



### (3) 多様で適切な教育機会の確保

<支援例>

実践例・支援の仕組みイメージ図

### (4) 切れ目ない情報共有と支援

<支援例>

実践例・支援の仕組みイメージ図

## 5 指導要録上の出席扱いについて

不登校児童生徒が学校外において、相談・指導を受けている場合や、自宅でICT等を活用した学習活動を行った場合、文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」によれば、指導要録上出席扱いとすることができます。

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)令和元年 10 月 25 日

(別記 1)

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(別記 2)

「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

### (1) 基本的な考え方

校長が出席扱いの判断をする際には、「不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断する」ことを第一義と考え、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。

そのためには、個々の児童生徒の状況に応じて、出席扱いとすることができるよう柔軟に判断することが必要です。

このことは、児童生徒の自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

### (2) 児童生徒の状況に応じて柔軟に判断した例

以下は、県内の実践による事例をもとに、学校や個人が特定されないよう加工した例示です。

#### Case1

担任が、保護者と連絡を取ることが難しく直接会うことができなかったが、支援シートで協力関係を築いた例 (別記 1 (1))

- ・民間施設に通う子どもの保護者は、仕事の関係からしばらく海外に出ている。
- ・SSWと連携して同居する祖父母との関係づくりをすすめ、保護者と電話での連絡ができるようになった。
- ・学校は、「支援シート」を作成。保護者へ郵送して、支援の方針を共有した。
- ・毎月、施設からの情報と家庭での様子等を支援シートに記入し、保護者に郵送して共有していることから出席扱いの要件のひとつを満たしていると判断した。

### Case 2

校長が民間施設に積極的に連絡し、その情報をもとに市町村教育委員会と連携して出席扱いの判断を行った例（別記1（2））

- ・校長は、電話で施設と連絡を取り、施設から月1回「通室日数」や「日課表」等の報告書と利用している子どもの様子を聞き取った。
- ・また、担任から保護者の考えや家庭での様子などの情報も聞き取った。
- ・校長は、町の教育委員会と相談をして、施設の方針や取組が国のガイドラインに沿っていること、利用している子どもが前向きに活動していること、保護者もこの活動を応援していることから出席扱いの要件のひとつを満たしていると判断した。

### Case 3

市町村教育委員会が、民間施設についてのガイドラインを策定したことで、出席扱いの判断がしやすくなった例（別記1（3））

- ・複数の民間施設を利用している子どもたちがいることから、市教育委員会が民間の代表者との協議を通じて、ガイドラインの策定を行った。
- ・ガイドラインには、学校と民間施設とが連携内容や子どもの様子を定期的に情報共有する場を設ける目安を記載することで、活動の報告や施設の訪問がスムーズに行われるようになった。また、情報共有の場が設定され、子どもの様子がより分かるようになった。
- ・校長は、子どもの様子が毎月詳しく分かるようになり、出席扱いの要件のひとつを満たしていると判断した。

### Case 4

施設では、学校の教育課程に合うような学習活動はなかったが、出席扱いとして判断した例（別記1（4））

- ・休養が必要と思われる子どもの保護者から、施設での利用日数を「出席」として欲しい相談があった。
- ・校長は、施設の見学と保護者との面談により、当面は子どもの様子を見ることとした。
- ・子どもが安心して好きな絵を描くなどして過ごしていたことから、出席扱いの要件のひとつを満たしていると判断した。
- ・施設で学習に取り組み始めた場合には、学習意欲を高める文書記述等を指導要録に記入していく方針を担任に説明し、学校内でもその方向性を共有していった。

### Case 5

民間業者のネットスクールを利用している不登校の子どもの出席扱いについて、業者が提供する学習報告書をもとに、保護者との連携を図った例（別記2（1））

- ・ ネットスクールでの学習の様子は毎月保護者には郵送されていたが、担任はその内容を見ることはできなかった。
- ・ 校長は、保護者と相談し、学校でも学習サポートをするため報告書の共有を提案した。
- ・ 保護者が、月1回、子どもと放課後登校し、学習報告書を共有することができたためネットスクールでの学習活動を出席扱いの要件のひとつを満たしていると判断した。

### Case 6

教室の授業の様子を、自宅でオンライン参加した不登校の子どもの出席扱いとした例（別記2（3））

- ・ 校長は、心身の不調により、時々欠席する子どもに、学習の遅れが生じないようにオンラインによる授業参加を提案した。
- ・ 教室の教科担任と黒板を中心に、動画を配信した。
- ・ 放課後、担任がオンラインによる対面指導で学習の振り返りを行った。
- ・ 校長は、この子どもの1年間の様子からオンラインによる授業参加を出席扱いと判断した。
- ・ この子どもは、年間37日の登校できない日があったが、10日のオンライン参加があり、これを出席扱いとしたことから年間の指導要録上の欠席27日として、オンラインで意欲的に学習した記録を要録に記入した。

### Case 7

自宅で Web 教材に興味を持った不登校の子どもの、計画的なプログラムとなるよう担任に助言して出席扱いとした例（別記2（4））

- ・ 担任は、保護者から YouTube の学習教材に興味を持って視聴している子どもの様子を聞いた。
- ・ 校長は、担任からその状況を聞き取り、家庭訪問をして学習内容を把握し、計画的なプログラムとなるよう時間割の作成を指示した。
- ・ 担任は、YouTube だけでなく、教育サイトの教材も取り入れて、子どもの学力に沿うように学習内容を提案した。
- ・ 保護者が時間割表に記録を付けて担任と共有していることから出席扱いの要件のひとつを満たしていると判断した。

## 6 支援に関する情報等

### ○フリースクール等民間施設の紹介

#### 「子ども・若者支援団体交流サイト となりんぐ信州」

長野県内の各地で子ども・若者支援に取り組んでいる皆さまがつながり、必要な連携が図れるよう、団体等の活動に関する情報を発信しています。

長野県ホームページ

URL : <https://www.jisedai.pref.nagano.lg.jp/support/>

QRコード :



### ○不登校等悩みの相談窓口の紹介

#### 「学校生活相談センター・子ども支援センター・相談窓口一覧」

いじめ・不登校をはじめとする、学校生活に関わる様々な悩みについて、子どもや保護者からの相談に応じています。相談窓口一覧「ひとりで なやまないで」には、様々な相談先を掲載しています。

長野県ホームページ

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html>

QRコード :



### ○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」平成 28 年 12 月 22 日
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について（通知）」平成 29 年 2 月 16 日
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）」平成 29 年 4 月 4 日

文部科学省  
ホームページ

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397799.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397799.htm)

QRコード :



## ○不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いについて（文部科学省）

### 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知） 令和元年 10 月 25 日 （別記 1）

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

### （別記 2）

「不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」

文部科学省  
ホームページ

URL : [https://www.mext.go.jp/content/1422155\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf)

QRコード :



## ○不登校児童生徒への支援に関する指針について（長野県教育委員会）

「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」 平成 30 年 3 月  
～児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ社会的に自立するための支援を目指して～

長野県ホームページ

URL : [https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/futoko\\_shishin.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/futoko_shishin.pdf)

QRコード :



## ○「不登校への対応の手引き」について（長野県教育委員会）

### 「不登校への支援について考える」 R3 改訂版

～子どもたちの 社会的な自立を支援するために～

長野県ホームページ

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/r3tebiki.pdf>

QRコード :

